

# ～東京都クリーニング生活衛生同業組合における 民間と連携したVOC排出削減対策推進事業助成金交付要綱～ —平成29年度版—

はじめに

揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）は、光化学スモッグを引き起こす原因物質のひとつであることから、大気への排出の削減が求められています。

クリーニング業においてVOCはテトラクロロチレンや石油系溶剤が洗浄剤として使用されており、テトラクロロチレンについては、大気汚染防止法や東京都環境確保条例の有害ガスの規制基準等により、大気への排出抑制が進んでいるものの、石油系溶剤についてはこれらの規制が直接適用されないためVOCの排出抑制が十分とはい難い状況です。

今回、東京都クリーニング生活衛生同業組合（以下「クリーニング組合」という。）では石油系溶剤の大気への排出を抑制するため、東京都が実施する「民間と連携した揮発性有機化合物排出削減対策推進事業」を活用し、都内事業所において大気に排出されるVOCの排出削減対策を実施する事業者に対し、経費の一部を助成する事業を行います。

助成の詳細は本要綱の定めるところによりますので、御一読をいただきぜひとも本助成を活用いただきますようお願ひいたします。

## 1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が実施する「民間と連携した揮発性有機化合物排出削減対策推進事業」を活用し、都内の事業活動に伴い大気中に排出される揮発性有機化合物

（以下「VOC」という。）の排出削減対策を推進するため、クリーニング組合が策定し都の承認を受けた自主行動計画に基づく、事業者への助成金の交付に関して必要な手続を定めることを目的とします。

## 2 助成対象事業者

助成を受けることができる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の各号の要件を満たすものとします。

- (1) 都内に事業所を有すること。
- (2) 洗濯業を主たる事業として営んでいること。
- (3) 所管特定行政庁へ相談の上、用途許可を得ていること。
- (4) VOCの大気への排出を削減する意欲があること。
- (5) 助成金交付までの間の資金が確保できること。
- (6) クリーニング組合が実施する事後調査への協力が可能であること。
- (7) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。
- (8) 破産者でその復権を得ない者でないこと。
- (9) 公租公課を滞納していないこと。
- (10) 刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者でないこと。

## 3 助成対象事業

助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象事業者が都内の事業所において行う事業であって、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 石油溶剤の大気への排出抑制を図る、次のいずれかに該当する事業  
ア ホットドライ機を導入する事業

- イ 高効率の回収乾燥機器を導入する事業  
助成対象とする機器等の詳細は別表1のとおり  
(2) 平成30年2月16日までに実績報告書を提出できる事業  
(3) 必要な届出又は許認可を得ることができる事業

**別表1 VOC抑制に繋がる国内メーカー石油系ドライクリーニング関連機器一覧**

メーカー	機種	型式	容量	溶剤消費率	溶剤回収率	希望小売価格	試運転費	梱包費	納期
TOSEI	石油系ホットドライ機	DH-161	16kg	1%以下		5,980千円	30千円	別途見積り	4~5ヶ月
	石油系ホットドライ機	DH-221	22kg	1%以下		7,800千円	30千円	別途見積り	
	高回収乾燥機	HRD-161	16kg		約92%	2,300千円	25千円	36千円	
		HRD-161HS	16kg		約92%	2,450千円	25千円	36千円	
		HRD-222S	22kg		約92%	2,750千円	25千円	36千円	
		HRD-301S	30kg		約92%	3,050千円	25千円	別途見積り	
	高回収静止型乾燥仕上機	QDF-151R	15着		約85%	2,580千円	25千円	別途見積り	
		QDF-301R	30着		約85%	3,850千円	25千円	別途見積り	
山本製作所	回収乾燥機	VR223D	22kg		96%	2,880千円	不明	40千円	3~4ヶ月

なお、この他助成金交付申請時に90%以上の高効率の溶剤回収率を有していることがwebページやカタログもしくはメーカー発行の性能証明書で明確に確認できる機器については助成対象となる場合があります。

#### 4 助成対象経費

助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業者が助成対象事業を行うために必要となる費用のうち、次に掲げる経費とします。

助成対象経費※	対象外の例
事業を行うために必要な機器等の購入、据付けに必要な経費 機器設置に必要となる本工事及び付帯工事 ただし、助成事業者自らの製品に係る経費がある場合には、本助成金の交付の目的に鑑み、利益排除を行った経費を助成対象経費とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地、建物、構造物の取得費、原材料費、光熱水費</li> <li>・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、パソコン、プリンタ、カメラなど）の購入費</li> <li>・中古品の購入（この場合には、全ての経費が対象外）</li> <li>・工場変更認可手数料、土壤汚染状況調査費</li> <li>・通信費、消耗品費、印紙税、振込手数料及び代引き手数料、キャンセル料、公租公課</li> <li>・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費</li> </ul>

※消費税及び地方消費税は除きます。

※助成対象経費に国その他の団体から補助金若しくは交付金又は助成事業に関し寄附金その他の収入額がある場合にあっては、当該補助金等を控除した額とします。

※助成対象事業以外の事業と混合して支払いが行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないものは対象外となります。

#### 5 助成金交付額

- 助成金の交付額は、助成対象経費（消費税及び地方消費税は除く。また、助成対象経費に国その他の団体から補助金若しくは交付金又は助成事業に関し寄附金その他の収入額がある場合にあっては、当該補助金等を控除した額。）に対し、助成率1/2を乗じて算出した額と助成限度額300万円とを比較して、いずれか少ない額とします。
- 前項で算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とします。

## **6 助成金の交付申請**

1 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、平成29年8月14日から平成30年2月10日までの間に助成金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して正副2部（正本1部、副本（正本のコピー）1部）を作成し、クリーニング組合に提出しなければなりません。

2 本要綱に基づく助成金の交付申請は、同一の助成対象事業者につき、前項の規定による申請のあった年度内に1件までとします。

## **7 交付決定**

1 クリーニング組合は、助成金交付申請書の提出があったときは、審査を行い、予算の範囲内において、助成対象事業者に対し助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）により、当該決定に係る助成対象事業者に対し通知します。

2 クリーニング組合は、前項の規定による審査を実施するため必要があると認めるときは、現地調査及びヒアリングを実施するほか、助成対象事業者に対し追加資料の提出を求めることがあります。

3 クリーニング組合は、第1項の場合において、助成金を交付しないことを決定したときは、その旨を助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請をした助成対象事業者に通知します。

## **8 事業計画の変更**

1 助成金交付決定通知書を受けた助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業（変更、中止・廃止）承認申請書（第4号様式）をクリーニング組合に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではありません。

（1）助成事業の内容を変更しようとするとき。

（2）助成事業に要する経費の区分毎に配分された額を変更しようとするとき。

（3）助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 クリーニング組合は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認める場合は、これを承認するものとする。

3 クリーニング組合は前項の規定による承認をする場合に、必要に応じ助成金交付の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

4 クリーニング組合は、第2項の規定による承認をしたときは、助成事業（変更、中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により、助成事業者へ通知するものとする。

## **9 事故報告**

助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由及び状況を書面によりクリーニング組合に報告し、その指示を受けなければなりません。

## **10 交付決定の取消し**

1 クリーニング組合は、助成事業者から助成事業の中止又は廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

（1）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 交付決定を受けた助成事業者が暴力団に該当したとき。または助成事業者の代表者、役員又は職員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
  - (4) 助成事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
  - (5) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (6) 事業計画の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請を行ったとき。
  - (7) その他、クリーニング組合が交付決定を取り消すことが適當であると認めるとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとします。

## 11 実績報告

助成事業者は、事業（機器設置及び支払等）を完了したときは平成30年2月16日までに、実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して正副2部（正本1部、副本（正本のコピー）1部）を作成し、クリーニング組合に提出しなければなりません。

## 12 助成金の額の確定

- 1 クリーニング組合は、実績報告書が提出されたときは、審査を行い、当該審査の結果、当該報告に係る自主行動計画実施事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定額通知書（第7号様式）により助成事業者に通知する。
- 2 クリーニング組合は、前項の規定による審査を実施するため必要があると認めるときは、現地調査及びヒアリングを実施するほか、助成事業者に対し追加資料の提出を求めることがあります。

## 13 助成金の請求及び交付

- 1 助成事業者は、助成金の交付を受けるときは、助成金確定額通知書を受けた後、速やかに助成金交付請求書（第8号様式）をクリーニング組合に提出するものとする。
- 2 クリーニング組合は、助成金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、助成事業者に対し助成金の交付を行います。
- 3 助成金の交付は平成30年2月頃を予定しています。

## 14 助成金の返還

クリーニング組合は、交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じます。

## 15 違約加算金及び延滞金

- 1 助成事業者は、交付決定の全部又は一部の取消しを受け、助成金の返還を命じられたときは、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければなりません。
- 2 助成事業者は、助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とします。

## 16 財産の処分等

- 1 この事業により取得した財産の所有権は、助成事業者に帰属します。
- 2 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 3 助成事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加額が1件当たり50万円以上のものの処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめクリーニング組合の承認を受けなければなりません。  
ただし、本事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではありません。
- 4 助成事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、助成金に係る財産等処分承認申請書（第9号様式）をクリーニング組合へ提出しなければなりません。
- 5 クリーニング組合は、第3項の規定による承認をしようとするときは、前項の規定による申請を受けた後、速やかに助成金に係る財産等処分承認書（第10号様式）により、当該申請をした者に通知するものとします。
- 6 助成事業者は、前項の規定による承認を受けて取得財産等の処分を行う場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上の場合は当該助成を受けた金額を、その収入がない又はその収入が助成を受けた金額を下回る場合は、当該収入の全額又は助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）第3-2により算出した助成金相当額のいずれか高い額をクリーニング組合に納付するものとします。

- ・当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上の場合  
→処分財産の助成金額
- ・当該処分をすることにより得た収入がない又はその収入が助成を受けた金額を下回る場合  
→aとbとを比較しいずれか高い額  
a:当該収入の全額  
b:処分財産の助成金額 - (処分財産の助成金額 / 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定する耐用年数) × 経過年数

## 17 帳簿の整理保存

助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その收支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

## 18 その他

- 1 助成事業終了後、当該助成事業の成果を確認するために、ヒアリングへの協力又は報告を求める場合があります。
- 2 当該助成事業に限らず、東京都環境局が実施する調査、ヒアリング等への御協力をお願いする場合があります。